

宇和島市中核企業等支援事業 奨励措置活用ガイド

目次

宇和島市中核企業等支援事業実施要領に基づく 奨励措置の趣旨と概要	2
本制度を利用する場合のプロセス	4
第1段階 奨励指定を受ける	
－奨励指定を受けられる事業主の要件	5
－奨励指定申請	6
－奨励指定申請記載例	8
－操業開始届記載例	12
第2段階 奨励金を受ける	
－奨励金交付申請書の提出	14
－設備投資促進奨励金として認められる経費	15
－雇用促進奨励金として認められる従業員	17
－奨励金交付申請書記載例	22
－事業実施報告書記載例	23
第3段階 事業を継続する	27
共通	
－申請事項を変更する場合	28
－指定事業者変更届記載例	29
－奨励措置の取消し	30
－申請にあたっての注意	31



＜中核企業等支援事業実施要領に基づく奨励措置の趣旨と概要＞

奨励金の趣旨と概要

この奨励制度は、本市における中核企業等の設備投資を促進し、産業の振興及び雇用機会の増大を図り、もって本市経済の発展並びに定住人口の増加に寄与することを目的として企業等に対し奨励金を交付することを目的としています。

定住人口の増加に寄与することを目的にしていることから、**既に本市内で事業を実施している方が対象となります。**本市に事業所をお持ちではない方が、新たに本市に事業所を設置する場合には奨励金の対象となりません。また、老朽化した設備を更新する等、事業拡大の目的がない場合も奨励金の対象とはなりません。

奨励対象となる事業

増設、移転又は更新の目的で事業に用いる設備に対して投資を行うこと。

増設・・・**事業規模を拡大する目的をもって**既設の事業所を拡張し、又は既設の事業所のほかに本市において新たに事業所を設置すること。

移転・・・**事業規模を拡大する目的をもって**既設の事業所を廃止し、本市の他の地域に事業所を設置すること。

更新・・・**事業規模を拡大する目的をもって**既設の事業所の全部又は一部を廃止し、施設及び機械設備を更新すること。

奨励対象産業と奨励措置一覧

次の業種を営まれている方は、奨励指定事業者の指定を受ける申請をすることができます。

奨励措置の対象となる産業の区分		事業者の指定要件	適用奨励置
製造業	日本標準産業分類の大分類「製造業」に属する事業所	1 事業所に対する新たな投下固定資産額が3,000万円以上であり、かつ、市内に住所を有する新規雇用従業員を3人以上雇用する見込みのある企業等であること。 2 次のいずれかに該当する企業等であること。 ア 市内に本社を有する企業等 イ 本市が誘致した企業等	設備投資促進奨励金 新規雇用奨励金
情報通信業	日本標準産業分類の大分類「情報通信業」に属する事業所		
運輸業	日本標準産業分類の大分類「運輸業、郵便業」のうち運輸業に属する事業所		
卸売業	日本標準産業分類の大分類「卸売業、小売業」のうち卸売業に属する事業所		
宿泊業	日本標準産業分類の大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類が宿泊業に属する事業所		

奨励金の区分と要件

区分	交付要件	1回における交付額	交付総額の 限度額
設備投資 促進奨励 金	指定事業者が、新規雇用従業員を3人以上、引き続き1年以上雇用すること。 (雇用従業員数が指定前3カ年の平均から3人以上増加していること。)	投下固定資産(家屋・償却資産)額の100分の10以内 ※農林水産関連製造業の一部は100分の20以内	全区分の総額 で2,500万円
新規雇用 奨励金		宇和島市内に住所を有する新規雇用従業員1人につき50万円	

※交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

※消費税及び地方消費税の部分は計算から除きます。

※農林水産関連製造業（日本標準産業分類に定める製造業のもののうち、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業又は木材・木製品製造業）については、100分の20以内の額

<宇和島市中核企業等支援事業実施要領>

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する企業等を、奨励金の交付を受けることができる者(以下「指定事業者」という。)として指定することができる。

(1) 事業所に対する新たな投下固定資産額が3,000万円以上であり、かつ、市内に住所を有する新規雇用従業員を3人以上雇用する見込みのある企業等であること。

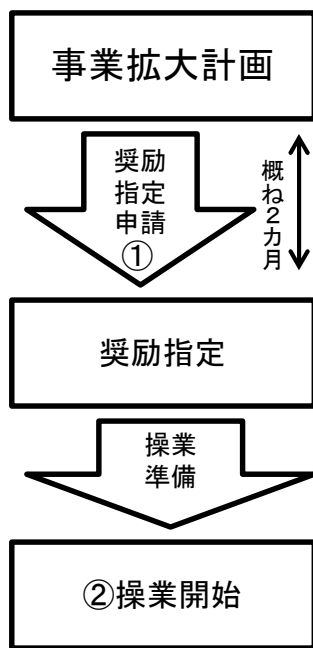
(2) 次のいずれかに該当する企業等のうち、別表第1に定める業種を営む企業等であること。

ア 市内に本社を有する企業等

イ 本市が誘致した企業等

<本制度を利用する場合のプロセス>

第1段階
奨励指定を受ける
P5~



○お早めに担当者へご相談ください。

①奨励指定申請

「指定事業者指定申請書」を宇和島市長に提出する →P 6、8~11

○操業の準備をする

- ・提出した指定事業者指定申請書のとおり事業所の設置を行う
- ・要件を満たす労働者を雇い入れる

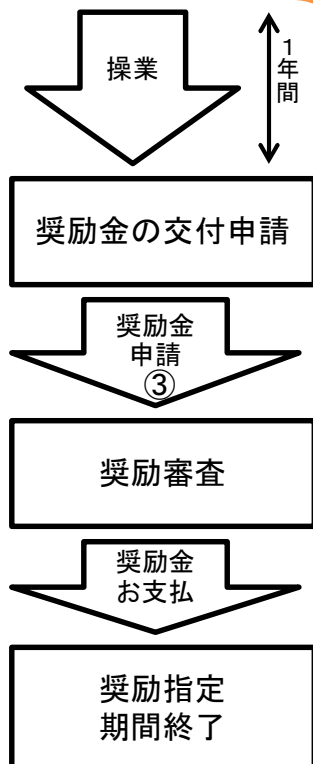
○操業開始前調査

操業開始前に申請のとおり準備が完了しているか調査を行います

②操業を開始する

操業を開始したら30日以内に「操業開始届」を市長に提出する →P 7、12、13

第2段階
奨励金を受ける
P14~

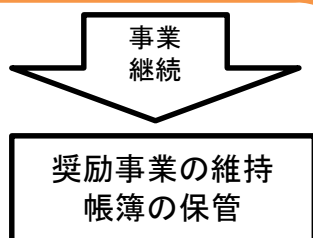


○継続して操業する

③奨励金を申請する

操業開始後1年を経過したら「奨励金交付申請書」を市長に提出する →P 14

第3段階
事業を継続する
P27~



○操業開始から10年間は、事業を継続して実施する

○奨励措置終了の翌年度から起算して5年間は関係書類を保管

○奨励金の交付決定から5年間継続して毎年度末に操業状況報告書を提出

<第1段階 奨励指定を受ける—奨励指定を受けられる事業主の要件—>

奨励指定を受けるためには、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

○要件

① 事業規模を拡大する目的をもって増設、移転又は更新を行うこと

増設・・・事業規模を拡大する目的をもって既設の事業所を拡張し、又は既設の事業所のほかに本市において新たに事業所を設置すること。

移転・・・事業規模を拡大する目的をもって既設の事業所を廃止し、本市の他の地域に事業所を設置すること。

更新・・・事業規模を拡大する目的をもって既設の事業所の全部又は一部を廃止し、施設及び機械設備を更新すること。

② 投下固定資産額が3,000万円以上（税抜）

企業の立地に要した地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する家屋及び償却資産の取得価格の合計額が3,000万円以上であること。

(対象となる経費についてはP15、16をご覧ください。)

③ 3人以上雇用

企業の立地に伴い、市内に住所を有する常用雇用者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者等で、1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。)を新たに3人以上雇用し、かつ、1年以上引き続き雇用すること。

(対象となる従業員についてはP17～21をご覧ください。)

雇用従業員数が指定前3カ年の平均から3人以上増加していることが必要です。
申請書をご提出される前に平均人数が何人になるか担当職員にご確認ください。

④ 下記のいずれかの産業を営む

奨励措置の対象となる産業の区分	
製造業	日本標準産業分類の大分類「製造業」に属する事業所
情報通信業	日本標準産業分類の大分類「情報通信業」に属する事業所
運輸業	日本標準産業分類の大分類「運輸業、郵便業」のうち運輸業に属する事業所
卸売業	日本標準産業分類の大分類「卸売業、小売業」のうち卸売業に属する事業所
宿泊業	日本標準産業分類の大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類が宿泊業に属する事業所

⑤ この奨励金の交付を過去に受けていない、又は、交付を受けた日から5年以上経過していること。

<第1段階 奨励指定を受けるー奨励指定申請ー>

この奨励金では、奨励指定措置申請書に記載した設備投資、及び新たに雇用した新規従業員の数が増加した際の算定基礎となります。

したがって、市からの指定事業者通知書が交付される前に実施した設備投資や新たに雇用した新規従業員は算定基礎の対象となりません。

(指定事業者指定申請書の記載例はP 8～11に掲載しています。)

1. 指定事業者指定申請書に添付する書類

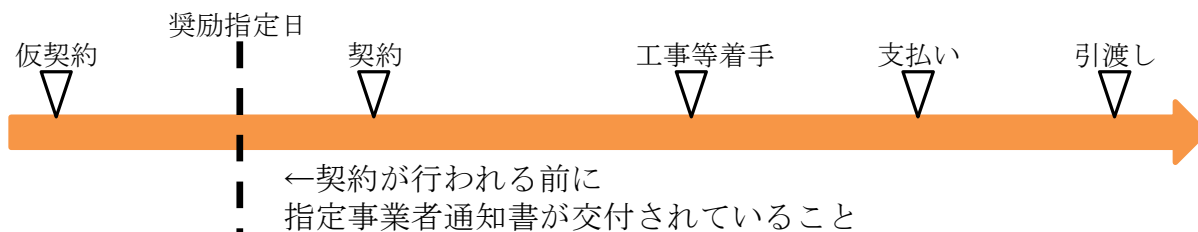
- 1 事業計画書 (様式第2号)
- 2 定款の写し又はこれに代わるもの
- 3 申請者の登記事項証明書又は住民票抄本
- 4 直近の法人市民税及び固定資産税の納税証明書
- 5 設備投資関連資料 (設備投資の内容が分かる資料)

2. 指定事業者指定申請書提出から指定事業者通知書が届くまでの期間

指定事業者指定申請書をご提出いただいてから、書類の検査、内容確認、審査を行います。申請から指定事業者通知書が交付されるまで、1カ月から2カ月ほどかかりますので、早めにご提出ください。指定事業者通知書が交付されるよりも前に着手した場合は、奨励金の対象となりません。

3. 設備投資と指定事業者通知の時期

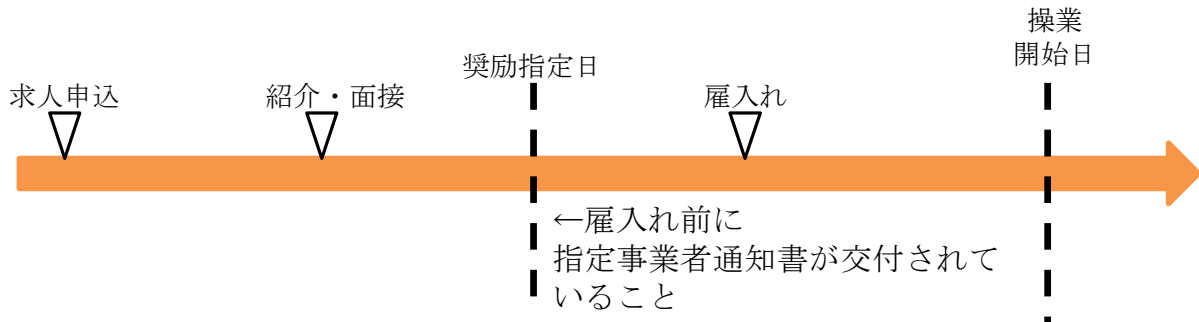
建築工事・設備投資の場合



※奨励指定日とは、指定事業者通知書に記載の通知日のことです。

<第1段階 奨励指定を受ける—奨励指定申請—>

4. 雇入れのスケジュールと奨励指定日の時期



奨励指定日の前3か年の平均の雇
用者数よりも3名以上雇用者数を
増加させる必要があります。

5. 指定事業者通知書の受領と操業準備

指定事業者指定申請書を提出後、本市において必要な調査及び審査を実施し、指定事業者として適当と認めた場合は「指定事業者通知書」を交付します。本通知書がお手元に届きましたら、操業開始に向けて必要な投資や準備をお願いします。

なお審査の結果、条件が追加される場合や、奨励指定されない場合もあります。

6. 操業開始前調査

操業開始前に、申請のとおり操業準備が行われているか現地調査を行います。調査を受けずに設備を本格稼働させた場合（試運転は除く）には奨励金を受け取れない場合がありますので注意してください。

調査を受けられるようになりましたら、本市担当窓口へご連絡をお願いいたします。

7. 操業開始届の提出

操業の準備が整い、操業を開始した場合は、「操業開始届」を30日以内に提出してください。操業開始届に記載の操業開始日を基準として奨励金の算定期間を定めます。操業開始日から1年を経過した日までを1算定期間として奨励金の計算などを行います。

操業開始届の記載例 → P 12、13

<第1段階 奨励指定を受けるー奨励指定申請記載例ー>

1. 指定事業者指定申請書(様式第1号)

様式第1号(第2条関係)

指定事業者指定申請書

提出日を記載

令和4年4月●日

宇和島市長 岡原 文彰 様

申請者

住所 宇和島市曙町1番地

名称 宇和島●●●株式会社

代表者 代表取締役 鶴島 太郎

会社の主たる事業所の所在地、
法人名称、代表者の氏名を記入
してください。

指定事業者の指定を受けたいので、宇和島市中核企業等支援事業費奨励金交付要綱第2条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 定款の写し又はこれに代わるもの
- (3) 申請者の登録事項証明書又は住民票抄本
- (4) 直近の法人市民税及び固定資産税の納税証明書
- (5) 設備投資関連資料(設備投資の内容が分かる資料)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

申請から奨励指定を受けられるまで、およそ2カ月かかります。
奨励指定が受けられるまでに着手したものは奨励金の対象とはなりません。

<第1段階 奨励指定を受けるー奨励指定申請記載例ー>

2. 事業計画書(様式第2号) 1 ページ

「1 事業者の概要」には、申請事業主について記載してください。

会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

事業計画書

1 事業者の概要

氏名又は名称	宇和島●●●株式会社	代表者氏名	代表取締役 鶴島 太郎
所在地	宇和島市曙町1番地		
電話	0895-24-XXXX	FAX	0895-24-XXYY
又は出資額	1,000千円	従業員総数	30人
事業概要	(業種) 食品製造業 (産業分類・小分類) 0929 その他の水産食料品製造業		
その他参考事項			

日本標準産業分類に基づく業種名と小分類番号を記入してください。(「雇用保険適用事業所設置届 事業主控」を参考にしてください。)

市外に事業所がある場合は、その事業所も含めた会社全体の人数を記載してください。

2 投資計画

「(1) 計画の概要」には、今回奨励措置を受ける事業について記載してください。

計画の概要 (増設・移転・更新)	水産缶詰製造機械導入		
所在地	愛媛県宇和島市坂下津甲○○○○○番地△		
用途地域	工業専用地域		
費	土地	建物	
	100,000,000円		
工事期間	着手	令和4年6月1日	完成 令和4年9月30日
開始年月日	令和4年10月1日		
従業員数	5人		

今回奨励措置の対象になるかならないかを問わず、総事業費を記載してください。

宇和島市役所都市整備課でご確認ください。

本市規定の新規雇用従業員の雇用予定者数を記入してください。

3. 事業計画書(様式第2号) 2ページ

「(2) 事業費内訳」には、今回奨励措置を受ける事業について記載してください。

今回奨励措置の対象になるかならないかを問わず、全ての費用を記載してください。主な施設・設備の具体的内容を記載してください。

「(1) 計画の概要」の「事業費」に記載した金額と一致させてください。

区分	種別・規模・能力・数量等	金額
土地		
建物		
機械・装置	①缶詰充填装置一式 ②フィルマシン ③金属探知機 ④その他	90,000
構築物	⑤倉庫	10,000
その他		
合計		100,000

注) 1 計画期間が1年を超えるときは、年度別内訳を付すること。
2 区分ごとに明細書を付すること。

「(3) 資金計画」には、今回奨励措置を受ける事業に要する費用の資金について記載してください。

「(1) 計画の概要」の「事業費」に記載した金額と一致させてください。

区分	金額
自己資金	30,000
事業用資産売却	
借入金	70,000
その他	
合計	100,000

＜第1段階 奨励指定を受ける－奨励指定申請記載例－＞

4. 事業計画書(様式第2号) 3ページ

「(4) 既存の事業の概要」には、申請者が所有している既設の資産について記載してください。

事業の概要

主な施設・設備の具体的内容を記載してください。
(単位：千円)

種別	種別・規模・能力・数量等	金額
土地	宅地：5,000㎡	200,000
建物	工場建屋：2,000㎡	300,000
機械・装置	①レトルト食品製造装置一式 ②冷蔵庫	200,000
構築物	倉庫	5,000
その他		
合計		705,000

本市内ですすでに事業を実施し、増設をする場合は、既存の建物の平面図及び明細書(既存施設に設置済みの装置等がわかるもの)を添付してください。

決算書又は試算表の数値と合致すること

- 1 決算書又は試算表を付すること。
- 2 既設の建物平面図及び明細書を付すること。

(5) 雇用計画(新規採用者の内訳)

期間	4年6月から 4年9月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで
新規雇用労働者数	5人	人	人	人	人

本市規定の新規雇用従業員の新規雇用予定者数を記入してください。

初回期間は工事期間と一致させてください。

＜第1段階 奨励指定を受けるー操業開始届記載例ー＞

1. 操業開始届(様式第4号)1ページ

様式第4号 (第4条関係)

操業開始届

提出日を記載 → 令和4年10月●日

宇和島市長 岡原 文彰 様

届出者
 住所 宇和島市曙町1番地
 名称 宇和島●●●株式会社
 代表者 代表取締役 鶴島 太郎

会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

「指定事業者通知書」に記載されている指定年月日・番号を記載してください。

実際に操業を開始した日を記入してください。

操業開始日までに新規雇用した総人数(本奨励制度対象外の者を含む)を記載してください。

新規雇用した人数のうち本奨励制度の対象となる新規雇用従業員の数を記載してください。

今回操業を開始した事業所の主な事業を具体的に記載してください。

開始した年月日・番号

令和4年5月●●日 4字商指令第〇〇号

操業開始年月日

令和4年10月1日

従業員数

35人(うち新規雇用従業員 5人)

新規雇用した人数のうち本奨励制度の対象となる新規雇用従業員の数を記載してください。

養殖魚を活用した高級缶詰の製造事業

今回操業を開始した事業所の主な事業を具体的に記載してください。

操業開始届は、操業開始から30日以内に提出しなければなりません。

<第1段階 奨励指定を受けるー操業開始届記載例ー>

2. 操業開始届(様式第4号)2ページ

1 新規雇用従業員の内訳書(操業開始日現在)

住所	氏名	年齢	性別	新規採用年月日	備考
宇和島市明倫町○丁目 △-△	愛媛 ○○	40	男	令和4年 6月10日	
宇和島市丸之内○丁目 ○-○	南予 ○○	30	女	令和4年 7月10日	
宇和島市吉田町北小路 ○○○○	吉田 ○○	50	男	令和4年 8月10日	
宇和島市三間町務田 ○○○○	三間 ○○	45	女	令和4年 9月1日	
宇和島市津島町高田 ○○○○	津島 ○○	35	男	令和4年 9月15日	

新規雇用従業員(本奨励金の対象となる方)の情報を記載してください。

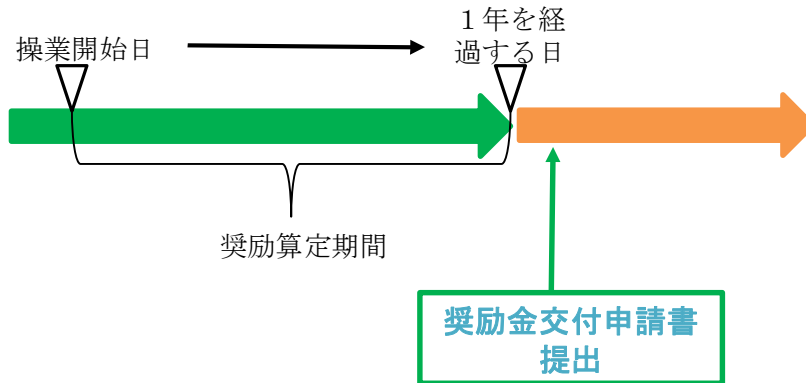
1ページでは記入欄が不足する場合は、複数ページにするなどして、全員を記載してください。

(注) この表で足りない場合には、複写又は別表等にして全員記載すること。

<第2段階 奨励金を受ける－奨励金交付申請書の提出－>

1. 奨励金交付申請書の提出

操業開始日から1年を経過する日（以下「算定期間」という）以降に奨励金交付申請書を提出することができます。算定期間内に実施した事業の実績を「奨励金交付申請書」及び必要な書類を添えて宇和島市役所の担当窓口へ提出してください。



2. 奨励金交付申請書（様式第10号）に添付する書類

- ① 事業実施報告書（様式第11号）
- ② 直近の市税の納税証明書その他市税の課税状況及び納付状況が確認できる書類
- ③ 賃金台帳の写し（新規雇用従業員）
- ④ 雇用通知書の写し（新規雇用従業員）
- ⑤ 雇用保険の被保険者であることが分かる書類
- ⑥ 新たな投資に係る売買契約書に基づく代金を支払ったことを証明する書類の写し
- ⑦ 直近事業年度の決算書の写し
- ⑧ 奨励金の計算に必要な資料及びその支払を確認できる資料の写し
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3. 奨励金交付申請書提出から奨励金を受け取るまでの期間

奨励金交付申請書をご提出いただいてから、書類の検査、立入り検査、事業内容の確認、審査を行います。申請から審査を行うまで、1カ月から2カ月ほどかかります。

加えて、奨励金の交付が決定されてから、奨励金を申請者の口座に入金するまで1カ月ほどかかりますので予めご了承ください。

＜第2段階 奨励金を受けるー設備投資促進奨励金として認められる経費ー＞

この奨励金の支給を受けるためには、雇用の拡大が見込まれる事業所の設置・整備に要した費用の総額が3,000万円以上であることが必要です。設備投資促進奨励金は、投下固定資産額の100分の10以内を奨励金として交付します。

ただし、農林水産関連製造業（日本標準産業分類に定める製造業のもののうち、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業又は木材・木製品製造業）については、100分の20以内の額とします

1. 投下固定資産として認められるもの・認められないものの例

	認められる経費	認められない経費
家屋	○店舗、工場、倉庫その他の建物の建設工事	×不動産登記の手数料 ×事業主などの自宅を含む事業所の購入
償却資産	○機械装及び装置の購入 ○船舶・航空機の購入 ○自動車税及び軽自動車税の対象とならない車両の購入 ○工具・器具・備品の購入	×鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産 ×自動車税及び軽自動車税の対象となる車両の購入

2. その他、設置・整備費用として認められないもの

- ×消費税及び地方消費税ほか各種税金
- ×奨励指定措置を受ける前に購入の契約をした家屋・償却資産、奨励指定措置を受ける前に支払われた費用
- ×各種保険料、振込手数料
- ×光熱水料
- ×分割払いにより支払われた費用のうち手数料、利息など
- ×無形固定資産（借地権（地上権を含む）、商標権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア、のれん、電話加入権など）の取得費用
- ×フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費
- ×事業主と密接な関係にある者との取引による不動産、動産の工事、購入及び貸に要した費用
- ×実地調査において確認ができない建物・償却資産、又は保管等により使用していない状態にあるものなど、雇用の拡大のために必要と認められないもの。

＜第2段階 奨励金を受ける－設備投資促進奨励金として認められる経費－＞

3. 事業主と密接な関係者との取引は、算定基礎の対象となりません

	法人の場合	個人事業主の場合
× 認め られ ない 取引 先	①当該法人の代表者 ②当該法人の代表者が代表の法人 ③当該法人の代表者の配偶者 ④当該法人の代表者の配偶者が代表の法人 ⑤当該法人の代表者の3親等以内の親族 ⑥当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表の法人 ⑦当該法人の取締役等 ⑧当該法人の取締役等が代表の法人 ⑨計画日の前日から1年前の日から、当該法人の代表者と雇用関係にあった法人または個人事業主 ⑩当該法人の親会社、子会社及び関連会社	⑪当該個人事業主 ⑫当該個人事業主が代表の法人 ⑬当該個人事業主の配偶者 ⑭当該個人事業主の配偶者が代表者の法人 ⑮当該個人事業主の3親等以内の親族 ⑯当該個人事業主の3親等以内の親族が代表の法人 ⑰計画日の前日から1年前の日から、当該個人事業主と雇用関係にあった法人または個人事業主 ⑱当該個人事業主の関連事業主

※⑨・⑰には、共同経営者や合同会社の社員など、雇用関係はなくても同等の関係がある場合を含みます。

※上記表以外でも、市長が密接な関係者との取引と判断する場合、その費用は算定対象外となります。

【⑨・⑰の例】

従業員として働いていたものが、独立・創業するにあたり、働いていた事業所の設備を前事業主から買い取る場合、その購入費用は費用の算定対象として認められません。

4. 設備投資促進奨励金の計算方法

実際に支払った投下固定資産額（消費税及び地方消費税は除く）の100分の10以内（土地に関する費用は対象経費になりません）

農林水産関連製造業（日本標準産業分類に定める製造業のもののうち、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業又は木材・木製品製造業）については、100分の20以内の額

5. 必要となる添付書類

- ・投下固定資産額の計算の参考となる資料（領収書・口座振込依頼書・所有者を確認できる資料 等）

＜第2段階 奨励金を受ける－新規雇用奨励金として認められる従業員－＞

指定事業者が本市に住所を有する新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用した場合、1人につき50万円を奨励金として交付します。なお、奨励指定日の過去3か年の平均の従業員数よりも3名以上増加している必要があります。

1. 新規雇用従業員の要件

奨励金の指定事業者として指定されてから、事業計画書に記載の工事期間中（操業開始日までの間）に、次の要件を満たす人を雇い入れてください。

操業開始後は、雇用した新規雇用従業員のうち、雇用してから1年間を経過し、且つ前年度までの新規雇用従業員の数よりも増えている場合に奨励金の対象となります。

新規雇用従業員とは、

- ① 常用雇用者として雇い入れられていること
- ② 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
- ③ 1週間の所定労働時間が30時間以上の者であること
- ④ 雇用の期限を定められていない者であること
- ⑤ 規定されている雇用者数以上を雇用すること

2. 雇用促進奨励金の計算方法

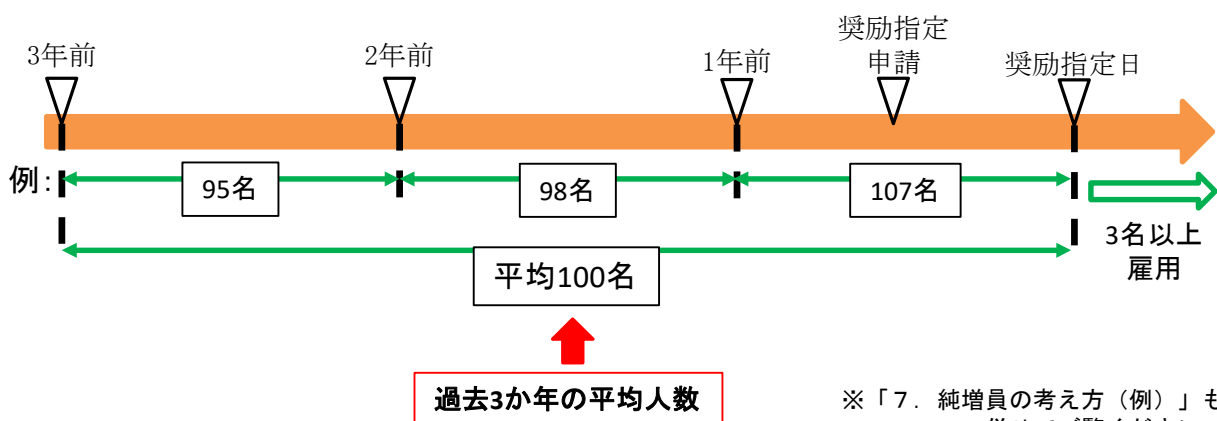
対象となる新規雇用従業員の数×50万円

3. 必要となる添付書類

- ・ 新規雇用従業員の内訳書（様式第11号）
- ・ 賃金台帳等給与の支払い状況がわかる書類（写し）
- ・ 雇用保険の被保険者である事がわかる書類（写し可）

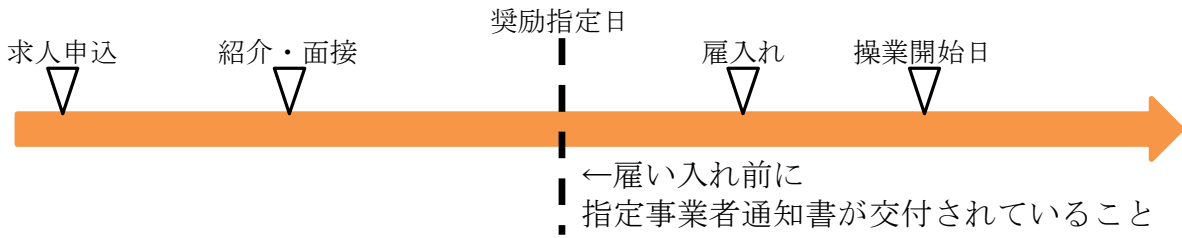
4. 「過去3か年の平均の従業員数よりも3名以上増加」の考え方

奨励指定日の過去3か年の従業員のうち、週30時間以上勤務している雇用保険の被保険者数を、1年単位で区切って従業員数を算出し、3か年の平均従業員数を算出します。詳しくは本市担当職員にお尋ねください。

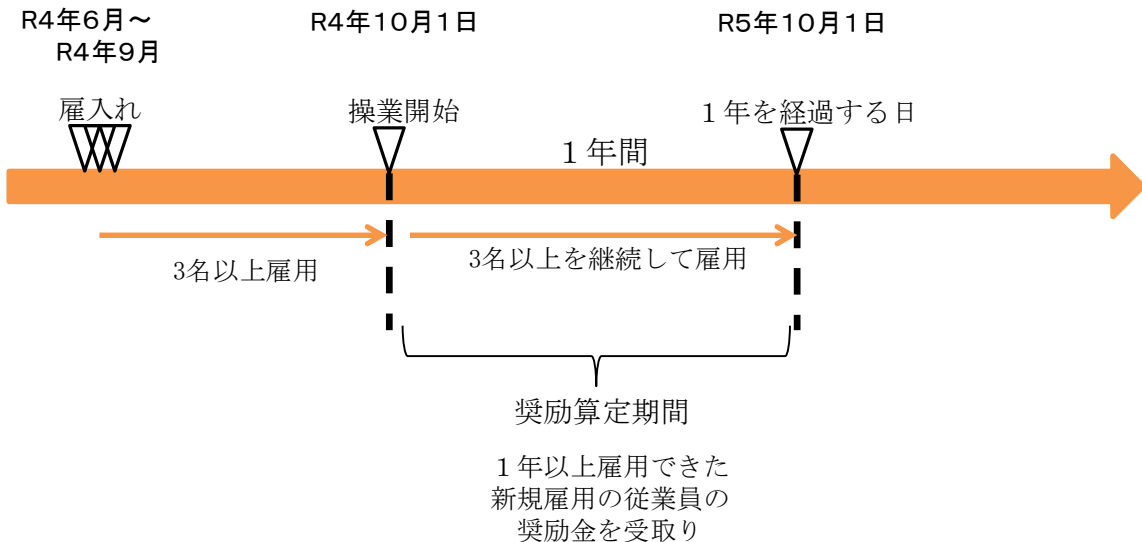


<第2段階 奨励金を受ける—新規雇用奨励金として認められる従業員—>

5. 対象となる新規雇用従業員と奨励指定日の時期



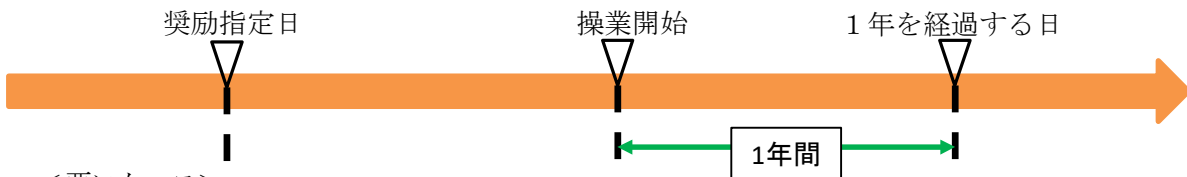
6. 対象となる新規雇用従業員の算定期間



7. 純増員の考え方 (例)

<良いケース>

- 従業員数:100名(100名)・・・3名雇用・・・103名(3名増).....103名(3名増)
- 従業員数:107名(100名)・・・3名雇用・・・110名(3名増).....110名(3名増)
- 従業員数:107名(100名)・・・5名雇用・・・112名(5名増)・・・2名退職・・・110名(3名増)



<悪いケース>

- ×従業員数:100名(100名)・・・2名雇用・・・102名(2名増).....102名(2名増)
- ×従業員数:107名(100名)・・・3名雇用・・・110名(3名増)・・・3名退職・・・107名(増減なし)
- ×従業員数:107名(100名)・・・3名雇用・・・110名(3名増)・・・6名退職・・・104名(3名減)

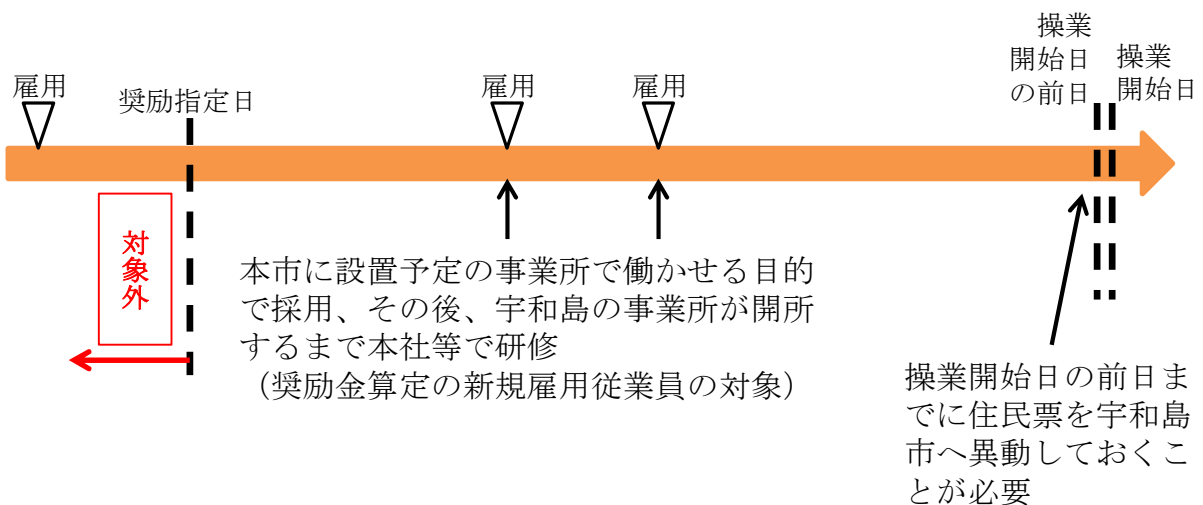
総従業員数

過去3か年の平均人数

8. 操業開始までに本社等で従業員を雇用した場合の取扱い

奨励指定事業者の指定を受けた以降に、本市以外の事業所において本市に設置予定の事業所で労働させる目的で新規雇用従業員を雇用し、あらかじめ研修等をさせる場合も奨励金の対象となります。ただし、操業開始日の前日までに本市に住民票を異動していただく必要があります。

操業開始までに、宇和島市へ住民票を異動されていない場合、その新規雇用従業員の方は奨励金の算定に参入されません。



9. 操業開始後に宇和島市以外に住民票を有する従業員を雇用した場合の取扱い

操業開始後の奨励期間中に宇和島市以外に住民票を有する方を雇用した場合は、奨励金算定の対象となりませんが、次の場合には奨励金算定の対象者となります。

○採用が決定し、操業開始日の前日までに宇和島市へ転入（住民票を異動）させた方で、就業から1年以上継続して雇用したとき

10. 新規雇用従業員の対象となる労働場所

本奨励金の対象となる新規雇用の従業員の労働場所は、必ずしも本奨励金の対象となる設備（所属）と同じである必要はありませんが、宇和島市内に設置されている本支店等事業所である必要があります。

例：○対象となる場合

新規雇用の労働者の労働場所が宇和島市内の本社で、設備投資したのが宇和島市内の別番地に所在する工場の場合。

×対象とならない場合

新規雇用の労働者の労働場所が宇和島市外の支店で、設備投資したのが宇和島市内に所在する工場の場合。

＜第2段階 奨励金を受ける一雇用促進奨励金として認められる従業員＞

10. 新規雇用従業員を配置転換で市外へ転出させる場合

○新規雇用従業員を社内の配置転換、関係会社等へ出向や研修などにより、本市事業所で労働しなくなった場合は、本奨励金の対象の新規雇用従業員とはなりません。ただし、後任者として補充者を雇い入れた場合には、前任者と雇用期間を合わせることができます。（下記の「雇用者が離職した場合」に準じます。）

○配置転換を伴わない出張等で参加する一時的な研修等は除きます。

11. 雇用者が離職した場合

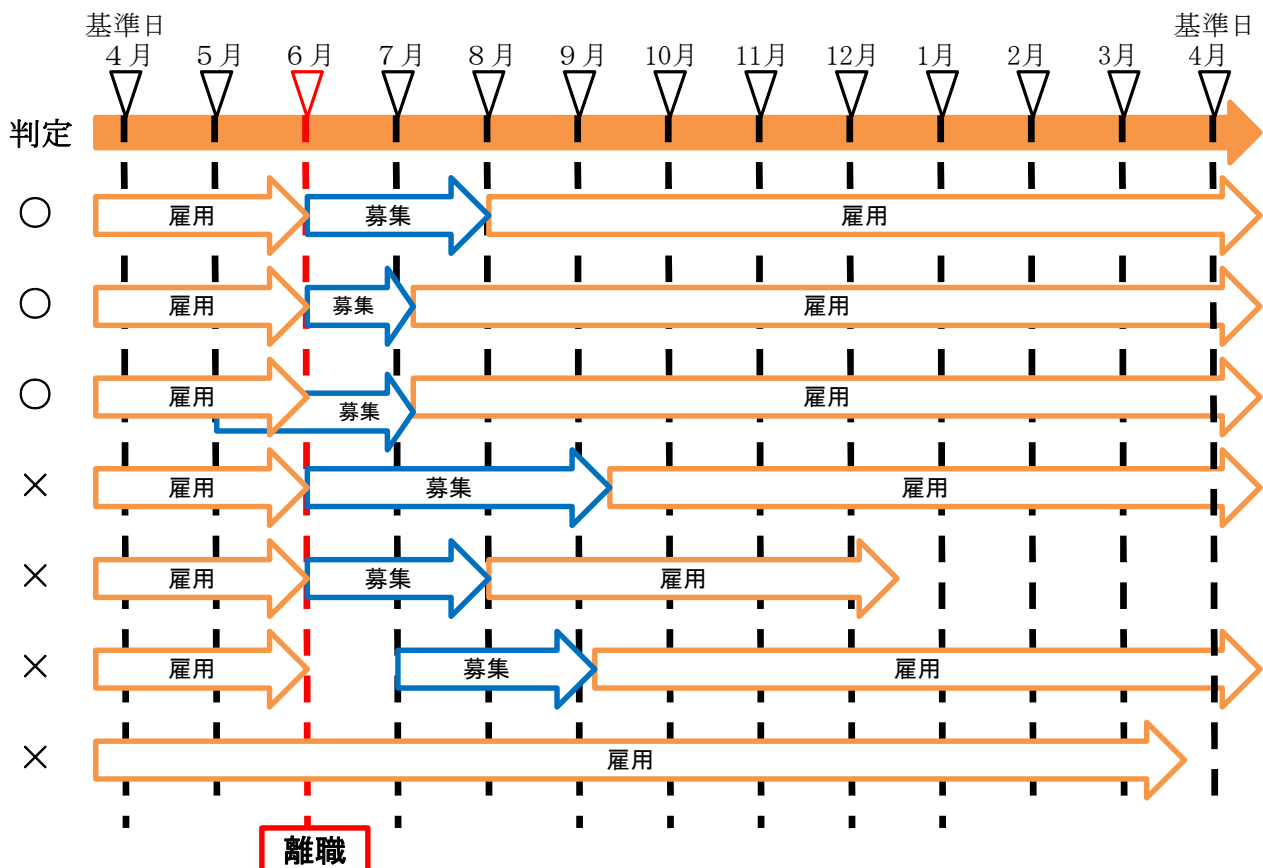
新規雇用従業員は1年以上継続して雇用していただく必要がありますが、労働者の自己都合退職の場合に限り、後任者として雇い入れた補充者の雇用期間と合わせることができます。

○補充者は、自己都合退職した労働者の退職日の翌日から起算して概ね2カ月以内に雇い入れてください。

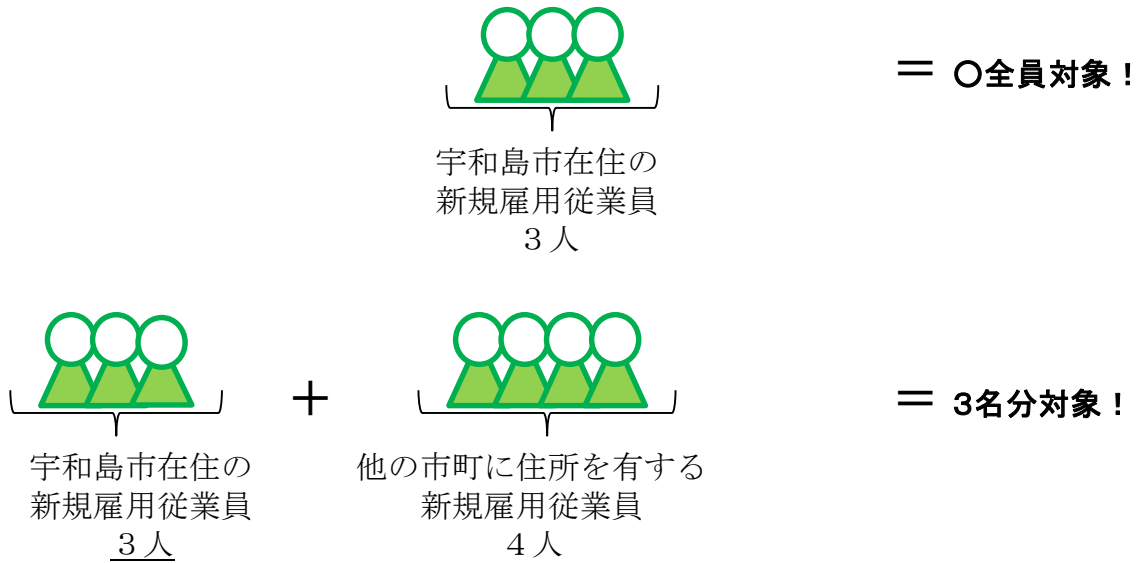
○補充者を雇い入れる前に、交付基準日が到来した場合は対象外となります。

○新規雇用従業員から申出があり、あらかじめ離職する時期がわかっている場合等は、離職予定日の1カ月前から補充者を雇い入れることができます。

【例】

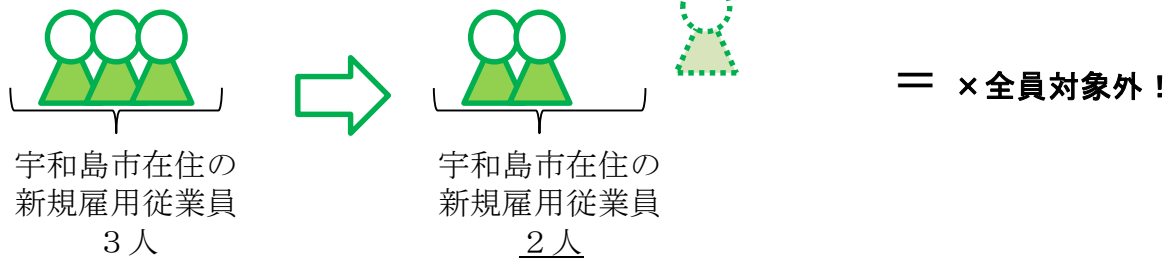


1 2. 奨励金を受け取れる場合



1 3. 奨励金を受け取れない場合

途中で3名を割り込んだ場合



1 4. 奨励指定の要件である新規雇用従業員数を割り込んだ場合

奨励指定の要件である新規雇用従業員数を割り込むと、新規雇用奨励金のみならず設備投資促進奨励金の交付を受けられませんので注意してください。

- 例：新規雇用従業員 3名（純増員 3） → 申請可
- 新規雇用従業員 5名（純増員 0） → 申請不可
- 新規雇用従業員 2名（純増員 2） → 申請不可

奨励指定の要件である新規雇用
従業員数を割り込んでいる

<第2段階 奨励金を受ける－奨励金交付申請書記載例－>

1. 奨励金交付申請書(様式第10号)

様式第10号 (第9条関係)

奨励金交付申請書

提出日を記載

令和5年10月●日

宇和島市長 岡原 文彰 様

申請者

会社の主たる事業所の所在地、
法人名称、代表者の氏名を記入
してください。

住所 宇和島市曙町1番地

名称 宇和島●●●株式会社

代表者 代表取締役 鶴島 太郎

奨励金の交付を受けたいので、宇和島市中核企業等支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 事業実施報告書(様式第11号)
- (2) 直近の市税の納税証明書その他市税の課税状況及び納付状況が確認できる書類
- (3) 賃金台帳の写し(新規雇用従業員)
- (4) 雇用通知書の写し(新規雇用従業員)
- (5) 雇用保険の被保険者であることが分かる書類
- (6) 新たな投資に係る売買契約書に基づく代金を支払ったことを証明する書類の写し
- (7) 直近事業年度の決算書の写し
- (8) 奨励金の計算に必要な資料及びその支払を確認できる資料の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

＜第2段階 奨励金を受ける—事業実施報告書記載例—＞

2. 事業実施報告書(様式第11号)1ページ

「1 事業者の概要」には、申請事業主について記載してください。

事業実施報告書

会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

1 事業所の概要

氏名又は名称	宇和島●●●株式会社	代表者氏名	代表取締役 鶴島 太郎
住所又は所在地	宇和島市曙町1番地		
電話	0895-24-XXXX	FAX	0895-24-XXYY
又は出資額	1000千円	従業員総数	35人
事業概要	(業種) 食品製造業 (産業分類・小分類) 0929 その他の水産食料品製造業		
参考事項			

日本標準産業分類に基づく業種名と小分類番号を記入してください。(「雇用保険適用事業所設置届 事業主控」を参考にしてください。)

2 設備投資状況

(1) 実施の概要 (増設) 移転・更新

「(1) 実施の概要」には、今回奨励措置を受ける事業について記載してください。

内容	水産缶詰製造機械導入			
所在地	愛媛県宇和島市坂下津甲○○○○○番地△			
地域	工業専用地域			
規模	土地	建物		
事業費	100,000,000円 (90,000,000円)			
期間	着手	令和4年6月1日	完成	令和4年9月30日
始日	令和4年10月1日			
員数	35人			
交付申請	今回操業を開始した事業所の総従業員数を記入してください。			
新規雇用従業員	5人			

宇和島市役所都市整備課でご確認ください。

操業開始届に記載の年月日と一致していること。

本市規定の新規雇用従業員の雇用予定者数を記入してください。

3. 事業実施報告書(様式第11号)2ページ

(2) 奨励金の対象となる事業費内訳

(単位：千円)

	種別・規模・能力・数量等	金額
建物		
装置	①缶詰充填装置一式 ②フィルマシン ③金属探知機	80,000
物	⑤倉庫	10,000
他		
合計		90,000

「(2) 奨励金の対象となる事業費内訳」には、今回奨励措置を受ける事業について記載してください。

今回奨励措置の対象になる費用を記載してください。主な施設・設備の具体的内容を記載してください。別紙記載でも可。

「2 設備投資状況」の「事業費」に記載した金額と一致させてください。

区分ごとに明細書を付すること。

事業全体の概要

(単位：千円)

	種別・規模・能力・数量等	金額
土地		
建物		
装置	①缶詰充填装置一式 ②フィルマシン ③金属探知機 ④その他(付帯設備)(奨励金対象外)	90,000
構築物	⑤倉庫	10,000
その他		
合計		100,000

「(3) 事業全体の概要」には、今回操業を開始した事業に要する総費用の資金について記載してください。

奨励金の対象外となるものについては、わかりやすく記載してください。

「2 設備投資状況」の「事業費」に記載した金額と一致させてください。

<第2段階 奨励金を受ける—事業実施報告書記載例—>

4. 事業実施報告書(様式第11号)3ページ

(3) 資金状況 (単位:千円)

区分	金額
自己資金	30,000
用資産売却	
借入金	70,000
その他	
合計	100,000

「(4) 資金状況」には、今回操業を開始した事業に要する総費用の資金状況について記載してください。

<第3段階 事業を継続する>

指定事業者の責務

指定事業者の方には下記について必ず守っていただく必要があります。

- ①指定事業者は、操業開始の日から少なくとも10年を経過する日までの間、当該事業を継続するよう努めなければなりません。
- ②指定事業者は、市が行う地域経済の発展に関する施策に協力するよう努めなければなりません。
- ③指定事業者は、大気汚染、騒音、水質汚濁その他公害を発生させないよう万全の措置を講じなければなりません。
- ④指定事業者は、操業後の状況について確認できる書類を奨励金の交付決定から5年間継続して毎年度末に市長に提出しなければなりません。
- ⑤指定事業者は、奨励措置に係る関係書類、帳簿等の証拠書類を整備し、奨励措置終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

<宇和島市中核企業等支援事業実施要領>

第7条 指定事業者は、操業開始日から少なくとも10年を経過する日までの間、当該事業を継続するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、市が行う地域経済の発展に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 指定事業者は、大気汚染、騒音、水質汚濁その他公害を発生させないよう万全の措置を講じなければならない。

第12条 市長は、この要領の施行に必要な範囲において、指定事業者に対して、操業状況、経理状況等について報告を求め、監査をし、又は調査をすることができる。

2 指定事業者は、操業後の状況について確認できる書類を、宇和島市中核企業等支援事業費奨励金交付要綱(平成27年要綱第24号)第10条の規定による奨励金の交付決定の日から5年間継続して毎年度末に市長に提出しなければならない。

<宇和島市中核企業等支援事業費奨励金交付要綱>

第11条 指定事業者は、奨励措置に係る関係書類、帳簿等の証拠書類を整備し、奨励措置終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

<共通 申請事項を変更する場合>

1. 申請事項の変更の届出

指定事業者として指定された事業内容や、指定事業者の指定申請を行った事業について、次のような内容変更が生じる場合は、すみやかに指定事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければなりません。（指定事業者変更届の記載例はP29に掲載しています。）

< 届出が必要な変更事項の例 >

（1）申請事項（事業計画・その他主要事項）の変更

- ①機械器具購入費（設置費）や設備工事費など、当初の申請時に提出した見積価格を上回る場合、または20%以上下回ることが判明した場合
- ②予定していた一部の工事等を行う必要がなくなり、全体事業費が20%以上減少する場合
- ③申請時に予定していなかった追加工事や設備購入が発生する場合
- ④申請者に関する情報が変更した場合（所在地・代表者氏名など）
- ⑤設備などの設置場所や工事施行場所が当初の予定と変更した場合
- ⑥雇用予定人数が変更した場合
- ⑦その他、主要事項が変更された場合

（2）操業開始日の変更

（3）事業の休止又は廃止

2. 届出後の処理

指定事業者変更届を提出後、変更事項の確認に必要な調査及び審査を経て、指定事業者変更届が受理されるまで1カ月程度必要です。

また、指定事業者変更届を提出し、指定事業者変更届を受理する前に事業内容の変更に着手すると、奨励金の対象となる事業費として認められない場合や、奨励金の交付ができない場合もありますので、変更の見込みがある場合には、必ず事前にご相談ください。

<共通 指定事業者変更届記載例>

3. 指定事業者変更届 (様式第5号)

様式第5号 (第5条関係)

指定事業者変更届

提出日を記載
↓
令和4年7月●日

宇和島市長 岡原 文彰 様

会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

届出者

住所 宇和島市曙町1番地

名称 宇和島●●●株式会社

代表者 代表取締役 鶴島 太郎

「指定事業者指定申請書」に記載の申請日を記入してください。

令和4年4月●日付で申請した指定事業者指定申請の内容を変更したいの

「指定事業者通知書」に記載されている指定年月日・番号を記載してください。

市の中核企業等支援事業費奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、関係

届出番号	令和4年5月●●日	宇商指令第〇〇号
理由	缶詰製造装置の稼働テストを実施したところ、装置の改良を必要とする箇所が見つかり、その改良工事に4ヶ月程度時間が必要のため。	
変更年月日	令和4年7月△日	
変更事項	変更後の操業開始予定日：令和5年2月1日 改良する箇所は別紙のとおり	

今回変更の原因となった理由を簡潔に記載してください。

「変更年月日」は、指定内容が変更となる事が確定した(する)日を記載してください。

申請内容を客観的に確認できる資料を添付して申請してください。

変更事項を簡潔に記載してください。操業開始予定日に変更になる場合は、この欄に変更後の操業開始予定日を記載してください。

<奨励指定の取消し>

奨励指定の取消し

指定事業者が下記のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、奨励措置を停止するとともに、既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させ、又はそれにより生じた損害の全額若しくは一部を賠償させることがあります。

- ① 指定事業者の指定後1年以内に新たな投資を実施しないとき。または、指定事業者の指定後2年以内に市内に住所を有する新規雇用従業員を3名以上雇用しないとき。
- ② 第3条から第5条までに規定する要件又は条件を欠くに至ったとき。
- ③ 第8条の規定による届出を怠ったとき。
- ④ 奨励金の交付に係る事業を正当な理由がなく操業開始日から起算して10年以内に休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。
- ⑤ 市税を滞納したとき。
- ⑥ 虚偽その他不正な手段により指定事業者の指定を受け、奨励金の交付を受けたことが判明したとき。
- ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者の指定を行うことが不適當であると市長が認めたとき。

<宇和島市中核企業等支援事業実施要領>

(指定事業者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する企業等を、奨励金の交付を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として指定することができる。

(1) 事業所に対する新たな投下固定資産額が3,000万円以上であり、かつ、市内に住所を有する新規雇用従業員を3人以上雇用する見込みのある企業等であること。

(2) 次のいずれかに該当する企業等のうち、別表第1に定める業種を営む企業等であること。

ア 市内に本社を有する企業等

イ 本市が誘致した企業等

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の指定事業者に準ずると認める企業等を指定事業者として指定することができる。

(3) この要領に基づく奨励金の交付を受けていない企業等又はこの要領に基づく奨励金の交付を受けた日から5年以上経過している企業等であること。

(指定)

第4条 企業等は、指定事業者の指定を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、指定事業者として指定するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定を行うに当たり、必要な条件を付することができる。

(奨励措置)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、指定事業者に対し予算の範囲内において、次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

(1) 設備投資促進奨励金

(2) 新規雇用奨励金

2 奨励金は、新規雇用従業員を雇用し、かつ、新たな投資に係る設備等が稼働を開始した日（以下「操業開始日」という。）から起算して1年を経過した日以降に交付する。

3 奨励金の交付要件、交付額及び交付限度額は、別表第2のとおりとする。

(変更の届出)

第8条 指定事業者は、第4条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

<共通 申請にあたっての注意>

1. 実地調査

投下固定資産の確認や雇い入れた労働者の確認などを行うため、操業開始前、及び各申請が行われた後に実地調査を行います。操業開始前の調査を受けずに設備を本格稼働させた場合（試運転は除く）には、奨励金を受け取れない場合がありますので注意してください。

【実地調査における確認事項の例】

○投下固定資産について

- ・申請書どおり購入、設置、建設などが行われているか

○労働者の確認

- ・提出された書類に記載の方が実際に雇用されているか
- ・本市の奨励指定事業者としてふさわしい労働環境を設備しているか

2. 奨励金の適正な申請のお願い

○原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認したうえで提出してください。

○提出された書類について、市長が期間を定めて補正を求めることがあります。必ず指定された期間内に補正を行うようにしてください。補正は期限までに適切に行われなかった場合、奨励金が交付されません。

○偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の交付を受け、または受けようとした場合、奨励金は不交付、又は奨励指定を取り消します。この場合、すでに交付された奨励金の全部または一部の返還が必要です。

○不正行為の内容によっては、刑事告発することもあります。

奨励金の適正な申請にご協力をお願いいたします。

このパンフレットは、令和4年4月1日現在の宇和島市中核企業等支援事業実施要領及び同事業費奨励金交付要綱に基づく奨励措置の申請について概説したものです。

令和4年4月1日以降に新たに申請し、奨励指定事業者となる方に、この手引きの要件が適用されます。

【お問い合わせ】

宇和島市 産業経済部 商工観光課

愛媛県宇和島市曙町1番地

TEL:0895-24-1111(代表)

TEL:0895-49-7080(直通) FAX:0895-25-4907

E-mail:shoko2@city.uwajima.lg.jp

令和4年4月1日版